

# ○東京藝術大学委託生規則

〔平成5年12月16日〕  
制 定

改正 平成13年3月26日 平成16年4月1日  
平成25年10月24日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第99条の規定に基づき、本学における委託生の入学資格その他必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 委託生の入学資格を有する者は、学則第59条に定める者で、当該学部が定める資格を有するものとする。

(出願手続)

第3条 職員の教育の委託を願い出ようとする公の機関又は団体等は、次の各号に掲げる書類に第7条に定める検定料を添えて、当該学部の定める期日までに、履修科目を開設する学部を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 委託生願書（所定の様式による。）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 委託生の所属する公の機関又は団体等の推薦書

(入学者の選考及び入学の許可)

第4条 前条の願い出があった場合は、当該学部教授会の意見を参考として、学長が入学を許可する。

(入学の時期)

第5条 委託生の入学時期は、学年又は学期の始めとする。

(入学料及び授業料の納入)

第6条 委託生として入学を許可された者は、所定の期日までに次条に定める入学料及び授業料を納入しなければならない。

- 2 納入済の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があっても還付しない。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 検定料、入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則の定めるところによる。

(実験実習費)

第8条 実験、実習及び実技に関する費用は、委託生の負担とすることがある。

(委託期間)

第9条 委託期間は、1年以内とする。

(修了証明書等)

第10条 委託生には、単位を与えない。

- 2 委託生として所定の課程を修了した者には、当該学部教授会の意見を参考として、学長が修了を認定する。

- 3 学長は、修了を認定した者に対して、修了証明書を交付することができる。

(附属図書館の利用)

第11条 委託生は、附属図書館長の許可を得て、附属図書館を利用することができる。

(規則の遵守)

第12条 委託生は、学則及び本学又は学部等の定める規則を守らなければならない。

2 前項の規定に違反し又は病気その他の事由により履修を継続することが適当でないと認めた場合は、学部等の長の申出に基づき、学長がその許可を取り消すことがある。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委託生に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年12月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年3月26日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。